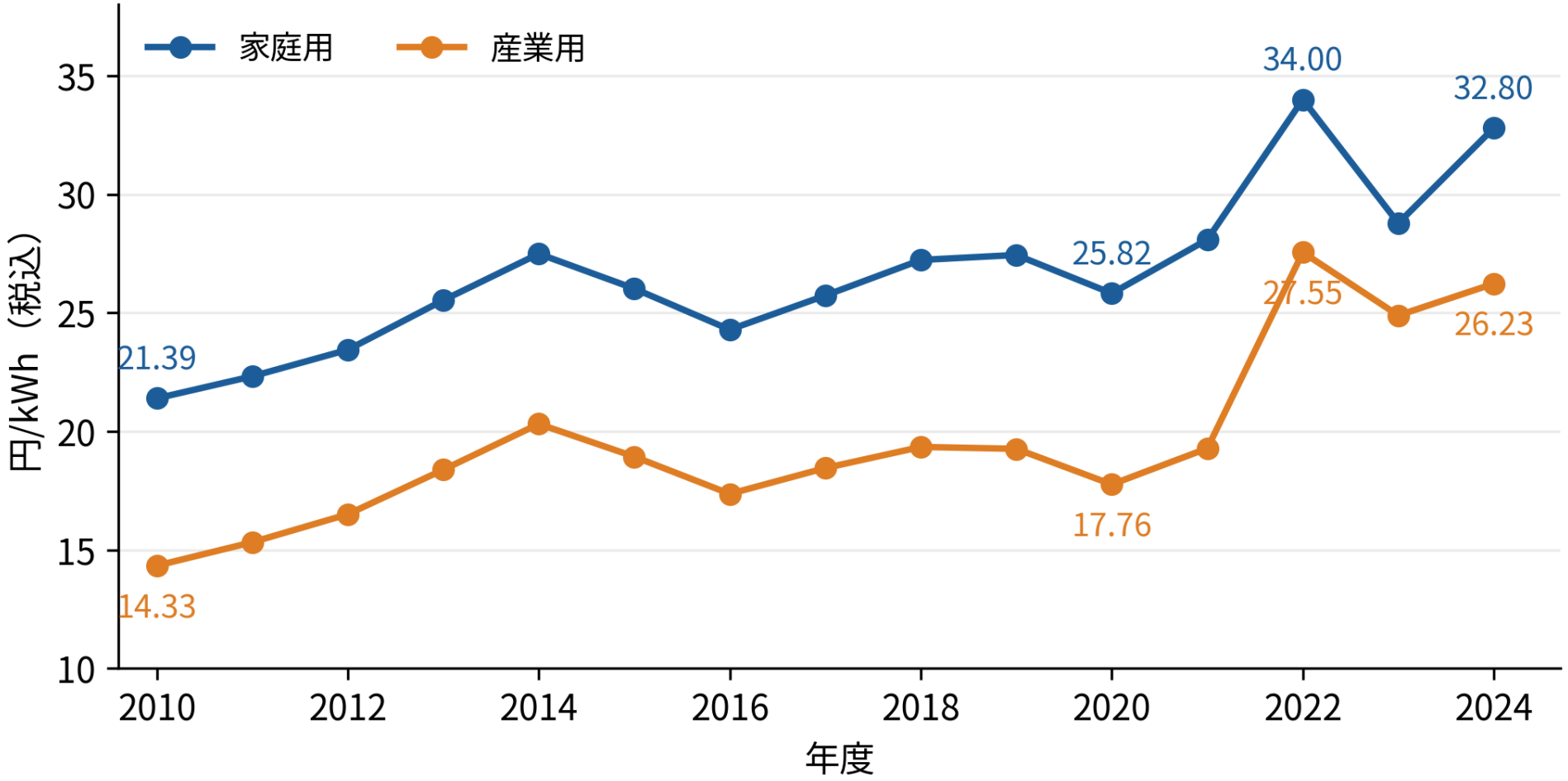
エネルギードミナンス三法案の概要

安定的で安価なエネルギーの実現のために

図1 家庭用と産業用の平均電気料金



節電要請が年中行事になった

時期	対象・対応	要請の内容と需給の厳しさ
2021年1月	電力各社が 節電を要請	1月8日、全国7エリアで「10年に1度」の 最大需要想定を超過。寒波・燃料在庫減少が背景
2022年3月 22日	東京・東北 初のひっ迫警報	東京では8～23時に10%程度の節電を要請。 推計4,400万kWh、1日の需要の6%を抑制
2022年6月 27～30日	東京 ひっ迫注意報	4日連続で注意報。27日夕方の予備率見通しは 3.7%。猛暑の中で節電を呼びかけ
2022年7～9月	全国 92日間	数値目標なしの節電要請。7月の東北・東京・ 中部の予備率見通しは3.1%
2022年12月～ 2023年3月	全国 121日間	数値目標なしの節電要請。1月の東北・東京の 予備率見通しは4.1%
2023年7～8月	東京 62日間	数値目標なしの節電要請。東京の予備率見通しは 7月3.1%、8月4.8%

予備率は当時の見通し（最低限必要な水準は3%）

※2024～2026年度夏季は政府の事前節電要請なし。

垂直統合10社の解体で、安定供給を担う主体が消滅した。
安定供給確保のためとして、制度はますます複雑に。

出典：東京電力（2021）、経済産業省・資源エネルギー庁（2022～2026）

法案	ターゲット	主な手段
エネルギー安定供給法案（脱・脱炭素法）	脱炭素法制	脱炭素関連の法令を束ね法案で一括して廃止・整理
光熱費抑制法案（脱炭素費用抑制法）	高コストな脱炭素政策	水準Bを設定。費用Cを政策ごとに評価して、C＜Bを実施の条件にする
電力安定供給法案（電気事業を垂直統合に戻す法）	脆弱な電力供給体制	垂直統合・地域独占を復活させる。供給義務、認可料金制度を導入

三法案は独立した提案（併用時には調整が必要）。

詳細は以下を参照：

[1] 研究ノート エネルギー安定供給法案（脱・脱炭素法案）
https://cigs.canon/article/20260710_10089.html

[2] WP 26-013J 光熱費抑制法案
脱炭素政策の費用対効果評価と高コスト政策の実施制限
https://cigs.canon/article/20260717_10122.html

[3] WP 26-014J 電力安定供給法案
電気事業体制を垂直統合に戻す
https://cigs.canon/article/20260722_10125.html

エネルギー安定供給法（脱・脱炭素法）案の概要

正式名称：　エネルギー安定供給の確立のための脱炭素関連法令の廃止等に関する法律案

脱炭素に係る規制・賦課金・支援を一括して整理し、
エネルギーの安定的かつ安価な供給を確保する。

1	**法体系の整理**	温対法・GX推進法・再エネ特措法等11法を廃止。 他の法律の脱炭素関連規定を削除する。
2	**制度・支援の停止**	FIT/FIP、再エネ賦課金、GX-ETS等を停止。 脱炭素補助・基金の新規支援とGX債の新規発行を止める。
3	**行政執行の停止**	国・地方の再エネへの支援と、温室効果ガス排出を理由とする事業者への不利益取扱いを禁止。
4	**既存案件の清算**	既存契約・補助・証書等を清算する。 既認定FIT/FIPも対象とする。

[1] 本則第1〜12条、附則第1・10・16〜23条、別表第1〜第4

光熱費抑制法（脱炭素費用抑制法）案の概要

正式名称：　脱炭素政策に係る費用便益評価及び光熱費の抑制に関する法律案

国の重要脱炭素政策について費用と削減効果を評価し、
CO2削減1トン当たりの費用CがベンチマークBを下回ることを求める。

1　Bの設定	内閣が毎年度、独立の「光熱費抑制委員会」の意見を聴いてBを決定・公表。
2　Cの算定	Cを案件毎に評価。1トンCO2削減当たりの費用Cを算定する。
3　事前審査と制限	所管省庁が評価書を作成し、「光熱費抑制委員会」が審査。 B－C＞0（C＜B）が政策実施の適合条件。評価未了・不適合政策の実施を制限する。
4　研究開発	技術開発案件は、Cの将来見通しを算定し、B－C＞０を達成不能ならば基礎研究以外の支援を制限する。

[2] 第2・6・9～22条、第23～38条、附則第1～4条

電力安定供給法（電気事業を垂直統合へ戻す法）案の概要

正式名称：　電力の安定供給体制の再構築に関する法律案

発電・送配電・小売を一体で担う「地域電力供給事業者」を設置し、
計画的な電力インフラ投資を実現する一方で、需要家への供給責任を明確にする。

1　供給主体と義務	経済産業大臣が供給区域ごとに供給義務を負う1者を指定する。
2　計画と料金	毎年度、10年以上の供給計画を作成し大臣認可を受ける。 「標準供給」料金を認可制とする。適正な原価と報酬を基礎に査定する。
3　再編と精算	認可された「統合計画」に基づき資産・契約等を承継・精算する。 一般需要家との小売契約は標準供給へ移行する。 既存の諸官製市場は整理する。独立な卸電力供給事業者は存続。
4　接続	不当な接続拒否・差別は禁止する。

[3] 第6〜36・44条、附則第1〜8条、関係法律整備法案

三法案の参考となる海外事例

1　脱・脱炭素法案：米国の規制・支援の撤廃

トランプ政権が危険性認定と自動車の温室効果ガス規制を撤廃（2026）。
ゼルディン環境保護長官「史上最大　1兆ドルの規制緩和」。
EPA試算：車両・充電設備費を約1.3兆ドル削減。[1]
「グリーン・ニューディール終了」を掲げ、関連支出の停止・見直しを指示。[2]

2　光熱費抑制法案：米国の費用便益審査

大統領令12866は、環境分野を含む重要規制に費用便益評価と審査を要求。
便益が費用を正当化することを求める。[3]
※金銭換算できない便益も考慮。

3　電力安定供給法案：公的関与・一体経営の維持と再強化

フランス：EDFを完全再国有化（2023）。2024年法で国有を法定。国と10年間の長期契約締結[4]
韓国：配電分割を中止（2004）。発電5社の統合方針を決定（2026）。[5,6]
台湾：台電の分割規定を削除（2025）。発電・送配電・販売の一体経営を維持。[7]
※仏の小売競争は継続。韓国の統合方針は発電部門内。台湾は再エネの取引を開放。

[1] EPA 規制影響分析　[2] 米大統領令14154　[3] 米大統領令12866　[4] 仏2024年法
[5] KEPCO公式年史　[6] 韓国政府（2026/9/3）　[7] 台湾経済部（2025/5/9）

法案	ターゲット	主な手段
エネルギー安定供給法案（脱・脱炭素法）	脱炭素法制	脱炭素関連の法令を束ね法案で一括して廃止・整理
光熱費抑制法案（脱炭素費用抑制法）	高コストな脱炭素政策	水準Bを設定。費用Cを政策ごとに評価して、C＜Bを実施の条件にする
電力安定供給法案（電気事業を垂直統合に戻す法）	脆弱な電力供給体制	垂直統合・地域独占を復活させる。供給義務、認可料金制度を導入

三法案は独立した提案（併用時には調整が必要）。

詳細は以下を参照：

[1] 研究ノート エネルギー安定供給法案（脱・脱炭素法案）
https://cigs.canon/article/20260710_10089.html

[2] WP 26-013J 光熱費抑制法案
脱炭素政策の費用対効果評価と高コスト政策の実施制限
https://cigs.canon/article/20260717_10122.html

[3] WP 26-014J 電力安定供給法案
電気事業体制を垂直統合に戻す
https://cigs.canon/article/20260722_10125.html

以下は各法案の要綱

エネルギー安定供給法案

法律案要綱

エネルギー安定供給の確立のための脱炭素関連法令の廃止等に関する法律案

杉山大志
キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

参照ワーキングペーパー・研究ノート

研究ノート エネルギー安定供給法案（脱・脱炭素法案）

https://cigs.canon/article/20260710_10089.html

2026年7月10日 公開　　2026年9月

エネルギー安定供給法案 要綱

目的と廃止・改正対象

第1　目的・定義（第1・2条）

1　エネルギーの安定的かつ安価な供給を確保するため、脱炭素又はCO2排出削減を目的とする法令、計画、賦課金、補助金、規制、調達・開示制度等を廃止・停止・整理し、化石燃料及び原子力を不利にする制度上の歪みを是正すること。

2　脱炭素関連規定、再エネ特別支援措置及び施行前に発生した清算対象権利義務を定義し、対象法令・制度・予算等を別表第1～第4で特定すること。

第2　基本原則（第3条）

1　脱炭素に係る規制・優遇・予算措置を整理すること。化石燃料又は原子力を直接推進する新たな義務・補助・優遇は設けないこと。

2　公害防止、保安、防災、原子力安全、健康被害防止等の規制を対象外とし、通常の省エネ、資源循環、農業環境等の制度を維持すること。

第3　法律の廃止及び関係規定の削除（第4・5条、別表第1・第2）

1　温対法、GX推進法、再エネ特措法、再エネ海域利用法、水素社会推進法、CCS事業法、低炭素都市法、農山漁村再エネ法、バイオマス活用推進基本法、環境配慮契約法及び気候変動適応法の11法を廃止すること。

2　省エネ・非化石転換法、建築物省エネ法、供給構造高度化法、電気事業法、港湾・航空・空港関係法、調達、税制・特別会計、金融開示、資源循環及び農業関係制度から、脱炭素・非化石転換・再エネ優遇に係る規定を削除すること。石油石炭税の本則税率は維持し、温暖化対策の上乗せ特例を廃止すること。

3　CCSの安全監視・原状回復等及び熱中症警戒情報等の健康被害防止制度は、必要な経過措置又は別法への移管により確保すること。

エネルギー安定供給法案 要綱

制度・予算の停止と施行

第4　制度及び予算の失効・停止（第6・7条、別表第3・第4）

1　地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン、GX-ETS、化石燃料賦課金、FIT/FIP、再エネ賦課金、非化石証書、Jクレジット、気候関連の算定・報告・開示義務等を失効又は停止すること。

2　GX経済移行債、GX推進機構の金融支援、グリーンイノベーション基金、地域脱炭素交付金、再エネ、水素・アンモニア、CCS、EV、ZEH/ZEB等に係る脱炭素目的の新規採択・交付決定・契約・保証・出資等を停止すること。

3　長期脱炭素電源オークションでは、再エネ電源及び再エネ出力変動対応を主目的とする蓄電池・揚水式水力への支援を整理し、原子力及びLNG専焼火力の容量確保制度を存置すること。

第5　特別支援・不利益取扱いの禁止等（第8〜11条）

1　国及び地方公共団体は、再エネ電気に対する固定価格買取、価格支援、賦課金、優先接続・調達、促進区域、補助金、税制優遇等を講じてはならないこと。一般の電力取引・設備投資、災害復旧及び安全確保は妨げないこと。

2　法令に明示された環境・安全等の目的に基づく場合を除き、温室効果ガス排出のみを理由とする不利益取扱いを禁止すること。NDC等を新たな義務・負担の根拠に用いてはならないこと。地方公共団体は関連条例・計画・補助等を整理すること。

第6　施行期日（附則第1条）

公布後6か月以内の政令で定める日から施行すること。ただし、別表第3の制度の新規措置、別表第4の新規採択・交付決定の停止並びに第8・9条の禁止規定は公布日から施行すること。政府は施行日までに必要な関係命令等を整備すること。

エネルギー安定供給法案 要綱

既存権利の清算と財政処理

第7　既存案件及び契約の清算（附則第2～15条）

1　既存の認定・契約・交付決定等は、清算、終了処理、記録保存等に必要な限度で従前の例によること。既発生債務を支払い、未着手・未契約部分等は取消し、減額又は清算すること。

2　FIT/FIP既認定案件の発電実績、買取費用、未払金、契約等を確定・清算すること。契約終了に伴う補償の要否、廃棄等費用積立金、撤去・廃棄物処理責任を政令で定め、必要に応じ将来の支援請求権を一括清算金で終了させること。

3　証書・クレジット等は未了取引の終了処理後に効力を失わせること。地方の既決定事業は工事・PPA契約等を考慮して継続、打切り、縮小又は清算を判断すること。

第8　GX債、清算機関及び財源（附則第16～22条）

1　GX経済移行債の新規発行を停止し、既発行債の元利償還財源を一般会計等に付け替えること。GX推進機構の業務を清算に限定し、必要に応じ改組又は業務承継を行うこと。

2　時限的な清算勘定を設けることができること。財源には基金残余額、返還金及び一般会計繰入金等を充て、再エネ賦課金等の新たな脱炭素関連負担を課さないこと。清算勘定は5年以内に閉鎖し、法律による延長は1回に限ること。残余財産は国庫に返納すること。

第9　公表、会計検査及び権利救済（第12・13条、附則第23～26条）

政府は進捗、支払・回収額、未了案件、紛争及び清算勘定収支等を毎年度公表し、関係会計は会計検査院の検査を受けること。清算処分への不服申立て等を認め、所要の経過措置を定めること。脱炭素関連義務の不履行のみを理由とする罰則等は施行後適用しないこと。

光熱費抑制法案

法律案要綱

脱炭素政策に係る費用便益評価及び光熱費の抑制に関する法律案

杉山大志
キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

参照ワーキングペーパー・研究ノート

WP 26-013J 光熱費抑制法案
脱炭素政策の費用対効果評価と高コスト政策の実施制限

https://cigs.canon/article/20260717_10122.html

2026年7月17日 公開　　2026年9月

光熱費抑制法案 要綱

目的・対象及び費用便益評価

第1　目的及び対象（第1〜4条）

1　脱炭素政策に伴う国民負担と光熱費への影響を透明化し、高コスト政策の実施・支援及び料金転嫁を制限すること。

2　国が排出削減を目的又は主要な根拠として行う規制、財政・税制・料金上の措置、行政計画及び技術開発支援等を対象とすること。重要脱炭素政策には、義務等を課す政策、料金に影響する政策、後続措置の根拠となる行政計画等を含め、財政措置と技術開発支援の対象規模は政令で定めること。

第2　政策便益額Bと費用C（第2・3・6〜8・11条）

1　Cは追加社会費用の現在価値を、追加的なCO2削減量の現在価値で除した額とすること。政策を実施しない基準ケースとの差により算定し、他政策等による削減の二重計上を認めないこと。

2　Bは政府がCO2削減1トンに認める政策上の便益額とし、正・零・負のいずれも取り得ること。内閣は毎年度、委員会の意見を聴いて閣議決定し、公表・国会報告を行うこと。変更手続を定め、少なくとも3年ごとに妥当性を検討すること。

第3　事前評価及び公表（第9〜14条）

1　行政機関の長は政策決定等に先立ち評価書を作成し、C、B、B-C、家計・産業の光熱費影響、前提及び感度分析等を記載すること。

2　委員会はCの算定適合性及びB-Cが正かを確認し、不備があれば修正・再提出を求めること。確認結果、評価書及び平易な概要を公表すること。既存の政策評価を活用する場合も、C等の記載と委員会確認を省略しないこと。

光熱費抑制法案 要綱

実施制限・既存政策・技術開発

第4　実施及び料金転嫁の制限（第5・15～17条）

1　評価書の作成、委員会の確認及び公表を欠く重要脱炭素政策は、実施・支援、行政計画への位置付け及び料金制度への反映を禁止すること。

2　B-Cが0以下の政策は脱炭素政策として実施等を認めず、その費用を賦課金・料金算入等で光熱費に転嫁する措置を禁止すること。基準はC<Bとし、C=Bも認めないこと。

3　安全保障、産業政策、防災、基礎科学等の別目的による措置は妨げないこと。ただし、B-Cが0以下なら脱炭素便益を正当化根拠に用いず、別目的、国民負担及び評価方法を区分して公表すること。

第5　既存政策の再評価（第18条・附則第4条）

1　施行時の重要脱炭素政策は、施行後1年以内に評価書を作成し、委員会の確認を受けること。B-Cが0以下と確認された政策、又は期限内に再評価が完了しない政策には、新たな補助、支援契約、認定、設備導入義務、賦課金及び料金算入を認めないこと。

2　施行前に成立した契約・認定等の効力には影響を及ぼさないこと。再評価完了までは、既存の権利関係の履行に必要な限度で従前の政策を継続できること。

第6　技術開発政策（第19～22条）

1　社会実装時のCとB-Cの見通し、費用低下の条件、中止基準及び達成期限等を記載した評価書を作成し、委員会の確認を受けること。

2　中止基準は継続の必要条件とし、1つでも達成不能と判明した場合は脱炭素政策として継続しないこと。毎年度確認し、委員会の停止勧告を受けた行政機関の長は遅滞なく停止・公表すること。再開には新たな評価書と委員会確認を要すること。

光熱費抑制法案 要綱

審査体制及び附則

第7　光熱費抑制委員会（第23～38条）

1　内閣府に、内閣総理大臣の所轄に属する光熱費抑制委員会を置くこと。Bへの意見提出、Cの算定方法の統一、評価書・中止基準・既存政策再評価の確認、勧告及び年次報告を担わせること。

2　委員長及び委員6人で組織し、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命すること。任期は5年とし、身分保障及び独立した職権行使を定めること。

3　事務局を置き、委員会規則の制定、資料提出・説明要求及び関係者の意見聴取を行えること。違反政策に係る勧告は公表し、行政機関は措置又は措置を講じない理由を報告すること。施行状況等を毎年、内閣総理大臣を経由して国会に報告し、概要を公表すること。

第8　情報公開等（第39～41条）

評価書、確認結果、勧告及び年次報告を電子的に公表すること。地方公共団体が評価方法を活用できるよう国が情報提供等を行うこと。施行上必要な事項は政令又は委員会規則に委任すること。

第9　施行期日及び経過措置（附則第1～5条）

1　公布から1年以内の政令で定める日に施行すること。ただし、委員会に関する第6章及び準備行為の規定は公布から6か月以内に施行すること。委員の任命や規則制定等の準備は本施行前にも行えること。

2　初年度のBは施行後3か月以内に内閣が定めること。それまでは、新たな重要脱炭素政策の実施・支援、行政計画への位置付け及び料金制度への反映を禁止すること。

3　施行後3年を目途に施行状況、委員会の体制及び評価状況を検討し、必要な措置を講ずること。

条番号は参照文献の法案草案に対応

電力安定供給法案

法律案要綱

電力の安定供給体制の再構築に関する法律案

杉山大志
キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

参照ワーキングペーパー・研究ノート

WP 26-014J 電力安定供給法案
電気事業体制を垂直統合に戻す

https://cigs.canon/article/20260722_10125.html

2026年7月22日 公開　　2026年9月

電力安定供給法案 要綱

目的・地域供給責任・長期計画

第1　目的及び基本理念（第1～5条）

1　電気の安定的かつ低廉な供給を確保するため、発電・送配電・小売供給の一体的実施、供給義務、長期計画、料金の適正化及び既存事業者の再編を定め、国民生活の安定と産業競争力の維持向上に資すること。

2　安定供給、低廉な供給、長期投資、災害復旧及び需要家保護を基本とし、競争をこれらの目的を実現する手段と位置付けること。国は制度整備、計画審査、料金適正化及び広域連系等を担い、地方公共団体等と連携すること。

第2　地域電力供給事業者（第2条、第6～11条）

1　経済産業大臣は、政令で定める供給区域ごとに、安定供給能力、設備運用能力、料金及び災害対応能力等を審査し、1の地域電力供給事業者を指定すること。当該事業者は、発電・送配電・小売供給を一体として行い、区域内の安定供給に第一次的責任を負うこと。

2　正当な理由のない標準供給の拒否を禁止し、将来需要に応じた供給力、送配電能力、燃料及び予備力の確保に努めること。災害時の供給維持・復旧を義務付け、卸供給や接続等における不当差別を禁止すること。

第3　電力安定供給計画（第12～16条）

1　毎年度、10年以上を対象とする計画を作成し、経済産業大臣の認可を受けること。需要見通し、電源・卸契約、送配電投資、燃料、予備力・調整力、災害対応、大口需要及び料金・投資回収への影響を記載すること。

2　大臣は安定供給、料金の適正、投資の合理性及び需要家保護を審査し、不十分な計画の変更を命じることができること。事業者は需要家利益・安全保障に配慮して計画概要を公表すること。

条番号は参照文献の法案草案に対応

電力安定供給法案 要綱

料金・公正な接続・監督

第4　料金認可及び会計（第17～22条）

1　標準供給の料金及び供給条件を経済産業大臣の認可制とすること。能率的経営の下の適正原価に適正な事業報酬を加えた額を基礎とし、需要家間の公平、料金安定、投資回収及び国民負担抑制を考慮すること。

2　非効率な費用、不要な政策費用及び関連会社取引の不適切な費用等は料金原価から除外できること。燃料価格・為替等による調整は認可の範囲内で行い、部門別に会計を整理し、料金・主要原価・需要家への影響を公表すること。

第5　卸供給・接続及び広域運用（第32～36条）

1　独立発電事業者等の卸供給を認め、地域電力供給事業者は安定供給・経済性の観点から合理的な卸供給の活用に努めること。自家発電、共同発電、特定供給及び需要家側設備は、安定供給・保安に支障のない範囲で存続させること。

2　発電・需要・蓄電設備の接続は、系統安定、安全、保安、供給計画その他正当な理由がある場合を除き、不当に拒否してはならないこと。国は地域間連系・融通・予備力・災害応援を調整すること。

3　電力広域的運営推進機関の広域連系、計画調整及び需給ひっ迫対応機能は、国又は国が指定する機関へ移管し、その他の市場運営・拠出金徴収等は移行期間中に清算又は廃止すること。

第6　監督及び制度評価（第37～43条、第46条）

報告徴収、立入検査、業務改善命令、重大違反時の指定取消し及び紛争処理を定めること。政府は移行・計画認可・料金影響・契約清算等を毎年国会に報告し、施行後3年を目途に制度を検討すること。罰則は関係法律整備法等で定めること。

条番号は参照文献の法案草案に対応

電力安定供給法案 要綱

事業再編・契約移行・附則

第7　事業再編及び契約の移行（第23～31条）

1　政府は公布後6か月以内に再編基本方針を定めること。区域ごとの関係事業者は統合計画を作成し、大臣の認可を受けること。事業・資産・契約・従業員・許認可・債務・情報システム・日程を定め、計画に基づく許認可等の承継を認めること。

2　既存の一般需要家向け小売契約は政令で定める移行期間中、効力を維持し、期間満了後は標準供給契約に移行すること。政令で定める大口需要家、特定供給、自家発電等は例外とすること。一般需要家向け小売の新規登録を原則停止すること。

3　容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場等の既存契約は、安定供給と信頼保護に配慮し、所定期間内に履行、変更、終了又は清算すること。最終保障供給等を供給義務に統合し、従業員の雇用・労働条件・技術継承に配慮すること。

第8　関係法律の整備（第44条、整備法案第1～12条）

本法を新法として制定し、関係法律整備法と一体で施行すること。電気事業法の事業類型、法的分離、許認可、託送、料金、小売登録、広域機能及び罰則を整備すること。既存約款、契約、会社再編及び需要家保護の経過措置を設けること。

第9　施行期日及び経過措置（附則第1～11条）

1　公布後1年以内の政令指定日に施行すること。再編基本方針、統合計画、新規小売登録制限及び準備行為は、公布後6か月以内に先行施行すること。

2　既存許認可、送配電資産及び権利義務を承継し、小売契約の信頼を保護すること。市場契約は既発生債権債務を扱った上で、買切り清算や計画への移行等を行うこと。必要な広域機能を維持し、下位法令を整備すること。